

植民地朝鮮における教員養成体制の整備：臨時教員養成所を中心に

朴，永奎
九州大学韓国研究センター：訪問研究員

<https://doi.org/10.15017/7364837>

出版情報：国際教育文化研究. 4, pp.35-46, 2004-06-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



植民地朝鮮における教員養成体制の整備

—臨時教員養成所を中心に—

朴 永 奎

1. はじめに

植民地朝鮮における教員養成政策の研究のうち、独立した師範学校が設立されるまでの1919～22年度の教員養成についてはあまり研究されてこなかった。そこで、本稿は、同時期において大きな役割を果たした「臨時教員養成所」について考察するのが目的である。

1911年以降、高等普通学校の師範科及び教員速成科において養成された普通学校の朝鮮人教員、すなわち訓導は、1919年の「3・1運動」や普通学校増設計画（1919～22年の3面1校計画）によって増加する学校や生徒に対応しきれなくなり、また、「3・1運動」の主因ともされた総督府の教育政策のうち、特に有資格教員の不足や教員の資質の低下は、日本内地においても厳しく指摘されるなど、総督府は新たな教員養成政策に追われることになった。そこで当局は、1922年の改正朝鮮教育令による師範学校の規則が制定されるまで、主に公立普通学校の副訓導及び嘱託教員を養成する目的で、各道に臨時教員養成所を設けることとした。こうした養成所は1923年を境に廃止されるが、その講習員は、引続き道立師範学校の生徒として編入されるなど、1922～23年度に設置される各道立師範学校の前身であった。

本稿では、まず、1919年3月1日に起きた朝鮮民衆による独立運動である「3・1運動」が、日本国内でどのように受け止められ、それが植民地政策にいかなる影響を及ぼしたのかを、主に帝国議会誌を通して考察する。次に、「3・1運動」以降改正された教育政策のうち、特に教員養成政策の変化に注目し、その内容を追究する。

2. 「3・1運動」

第41回の帝国議会衆議院において川崎克氏は、1919年3月8日の「朝鮮事変に関する質問主意書」⁽¹⁾の中で、「曩に朝鮮学生不穩の行動あり今又朝鮮に勃発したる暴動は其の範圍全道に亘り各地連絡ある内乱的騷擾を醸すに至り其の根底極めて深く波及する所甚大なり其れ朝鮮統治の方針を誤りたるに基因する」と指摘し、「其の因て来れる所以を明にし思想問題の鮮明、教育方針の徹底的改善」を求めた。これに対して、同年3月14日に政府⁽²⁾は「今回の騷擾は所謂民族自決の標語を掲げ一部の者之が示威運動を為したるに因るものにして一般市民は之に関与せるものにあらず」との見解を示し、「暴動は民族自決に対する鮮人の誤解に出てたると同時に

迷信深き宗教類似団体之に加りたるもの」と答弁した。

また、同議会において山道襄一氏は、「朝鮮統治に関する質問主意書」⁽³⁾の中で、「朝鮮に於ける耶蘇教徒の設立せる学校は朝鮮統治の方針と相反する教育を施すもの多し」と指摘した上、こうした学校が「今回の騒擾の基因たり前駆た」る所であるとした。そして「排日思想の養成所たるか如き耶蘇教徒の設立学校に係る学校に鮮人青少年子女を教育せしむる事なく善良なる国民教育を施す為義務教育」を採用することや、こうした学校に対しての一層の取締を求めた。これに対し政府は、3月18日の答弁書⁽⁴⁾を通して「朝鮮人子弟に対し義務教育制度を設くるは未だ其の時機」ではないとし、学校においては、1911年の私立学校規則による取締の確立と同時に、視学官の派遣を通した取締はすでに実施されているとした。そして「教員の採用に就ては充分なる注意を加へ内地人教員の採用」を勧めているとした。

だが、川崎克氏は、政府の答弁書が自分の質問の要点に触れていないことに対して質疑演説⁽⁵⁾を3月18日に行なった。その中で川崎は、「今回の此事変は我が帝国の為に甚だ悲むべき不祥の事でありまして、此問題を如何に処理すべきかと云ふことは、政党政派の問題でなく、日本国民として、能く研究を遂げなければならぬ問題である」と述べた上、今回の根本問題は総督府の同化政策にあると指摘した。いわば総督府の同化政策の手段である学校教育に問題があるとした。その理由として、「今回の暴動の中心となつて働いたる所の人々は（中略）主として働いた人間は学生である、而も普通学校の学生、宗教学校の生徒、是等が中心になつたのであつて総督府が同化政策を行ひ得たりと称する学生が之に加はつたと云ふに至つては、明に同化政策の失敗を証明するに、是以上のものは無からう」とした。そして、その対策として、憲兵制度の見直し、普通学校教科書の編成、宗教・教会などの思想界に対する取締の強化、日本人の朝鮮への移民奨励、朝鮮人の文官任用などを掲げた。

このうち、川崎がもっとも力説したのは、「同化政策の根本である学校教育の、更に根本思想と謂ふべき其問題に就て、現在の教科書を如何に改廃すべきか」であつた。それは現在の教科書の内容を、祖先崇拜から日韓併合による「物質的に精神的に種々たる利益を受けている」内容に取り替えることであつた。そして編成にあたっては、今までのように「総督府の独断」ではなく、「文部大臣の許可を受け又文部省の相当に審議すべき性質のものである」と述べ、文部省による審議を促した。

こうした帝国議会においての「3・1運動」に関する論議は、同年4月5日版の『教育時論』⁽⁶⁾においても、「朝鮮教育に就いて一宣教師学校を処分すべし」というタイトルで取り上げられた。『教育時論』は、「3・1運動」を暴動と見なし、「国家前途の爲め、甚だ憂ふべき性質のものである。されば同半島の施政万般に涉つて、将来大に省慮を要し、刷新を要することであるが、特に其の教育及び教化に関する施政に於いて、最も然りといはざるを得ぬ」とした。そして、川崎氏の朝鮮事変に関する再質問の演説のうち、外国宣教師による朝鮮教化の妨害に触れ、「由来我が国にては、新領土に於いてのみならず、内地に於いても、宣教師の設立に係れる学校に於いて、小学校、中学校及び高等女学校等の、国民教育を施すことを認許しつゝあるは、実に独立国家の体面を傷くるものといふべきである」と批判し、朝鮮における宣教師学校の処分を強く求めた。

このように、「3・1運動」に対する見方や対応策は、衆議院・政府・教育雑誌によって多少異なっていた。川崎氏によれば、「3・1運動」が、「全道に亘り各地連絡ある内乱的騷擾を醸すに至り其の根底極めて深く波及」しているのに対し、政府は「一部の者之が示威運動を為したるに因るものにして一般市民は之に関与せるものにあらず」と受け止めた。また、その原因が主に宣教師学校による排日教育にあるとした議員や教育雑誌に比し、政府は「迷信深き宗教類似団体之に加」わったとの見解を示した。そして、その対策として宣教師学校の処分を強く求めたことに対し、政府は山道氏に対しての答弁書を通して、視学官による私立学校の取締強化、内地人教員の採用拡大、そして教育内容の大幅な改正などの対策を掲げた。しかし総督府は、やがて朝鮮半島及び日本内地の世論に迫られ、同化政策の全面的な見直しを検討せざるを得なかったのである。

では、政策決定における帝国政府と総督府との関係は、どのようなものであろうか。この問いについては、第27回帝国議会貴族院において、1911年3月16日に政府案として提出された「朝鮮銀行法案」⁽⁷⁾の審議の中からうかがうことができる。

男爵久保田譲氏は、「朝鮮総督の権限は宏大な権限を与へられております、兵馬の権でも与へられて居る、其他行政百般のことに付いて総て朝鮮総督に御委任になつている」と述べた。そして朝鮮教育に対し、「朝鮮のことには文部大臣は関係が無いと云ふ」文部大臣の答弁を挙げながら、「国民の精神を統一する」教育も総督に委任しているのに、なぜ政府は朝鮮「銀行のみ総督に委任することが出来ませぬ」かと、質問した。すると、国务大臣桂太郎は、朝鮮総督には至大の権限を委任しているが、「其事柄に依りましては、重大なる事柄は矢張り政府の下に同意を得、若くは其協議の上に総て成立つ」のであり、まさに朝鮮銀行は「帝国政府の財政と密接なる所の連絡を保」っている「重大なる事柄」であると位置づけ、政府の監督下に置くべきであるとの見解を示した。この答弁から、朝鮮教育における政府と総督との説明はなされていないもの、「3・1運動」以降の総督府による教育刷新において、政府との緊密な協議が行なわれた、と推測するのは容易なことであろう。

3. 「3・1運動」以降の教育制度

「3・1運動」以降、改められた教育制度のうち、主な教員制度を挙げると、普通学校教員試験規則の改正、朝鮮人普通学校長の任命、私立学校規則の改正、公立普通学校教員講習会と内地視察団派遣である。こうした制度改正の背景は、「3・1運動」の主因が憲兵制度や教育制度にあるという指摘の多さにある。とりわけ運動に参加した「学生団中耶蘇教学校生徒は最も熱心なる運動者であつたことは言ふ迄もないが、純然たる日本教育を受けた官公立学校の生徒が最も多数にして且独立運動の中心勢力をなしてゐた」⁽⁸⁾ことは、当時の為政者は勿論教育担当者に大きな衝撃を与えた。そして、「事件発生の可能性種子を培養した畑が教育其ものであつた事を認むるに到つて之を看過し難きものがある」⁽⁹⁾とし、総督府の教育政策の見直しを促したのである。

では、改正された制度の中身を見てみよう。

まず、1919年4月より実施された普通学校教員試験規則の改正（1919年4月総督府令第69

号)である。従来の教員試験は、全部総督府によって施行され、地方の受験者はわざわざ京城まで出掛けなければならなかったが、受験者の便宜を図り各地方の道庁においても施行されるようになった。そして朝鮮総督府官制の改正においては、憲兵による警察制度が普通警察官に変わったのに伴い、一般官吏教員等の制服帯剣がなくなったことや、高等官官等俸給令の改正によって内地人・朝鮮人官吏の区別が撤廃され、1919年10月31日付で18人の朝鮮人を普通学校長として任命した。

私立学校規則は、1911年10月の公布後、1915年3月に一度改正されたが、1920年の「時勢の推移」に伴い再々改正された。そのうち、教員の資格に関し、1915年4月以降に設立され認可を受けた初等普通教育を為す私立学校の教員は、1920年4月1日より私立学校教員試験合格者又は有資格者を採用すべきであるという規定が、1925年3月31日まで延期された。同時に、延期の期間満了と共にすべての教員が有資格者になるよう適当なる方法を講究すべきであると付言した。

また、朝鮮人の教員に欠けているのは、内地の実情に不明なことで、日本の実力や国際的地位を徹底的に児童に教えることが不可能であったとし、それを補うための公立普通学校教員講習会と内地視察団派遣が実施された。⁽¹⁰⁾

上述のように「3・1運動」の主因が教育制度の欠陥にあると主張する論者は、その論拠を教員の素質不良と能力の不足に置き、なかんずく「有資格者教員の不足」⁽¹¹⁾にあるとした。1911年から朝鮮の普通学校の教員は、高等普通学校の師範科及び教員速成科によって養成されていた。しかし、「其素質能力は其養成機関の不完全なるが如く極めて不良なる成績を示せるを以て当局者は之等教員の指導及学力の補充に絶えず煩され、講習会或は研究会等を開設して僅かに其短を補ふに過ぎなかった」⁽¹²⁾と評した。

また、内地人教員の「過半は一般官吏に内地落武者の多い様に、淘汰際の白髪頭を朝鮮に於て染直した老巧者である。従つて朝鮮の風俗及慣習に理解があるのでもない」⁽¹³⁾と、教員としての素質が問われた。しかし総督府は、1919～20年代初にはこうした教員の素質不良と能力の不足に対する対策を講じるよりも、むしろ就学児童の増加や普通学校の増設による教員の不足を補うための対応に追われていた。

前述したように1920年の私立学校規則の改正において、私立学校の教員採用における有資格教員の採用を促すため、その期限を延期させると同時に、「今後は一層有資格教員の養成を図り今回延長の期間満了(1925年—朴註)と共に総て之を有資格教員たらしむる様適当なる方法を講究せざるべからず」⁽¹⁴⁾と、新たな教員養成策の必要性を打ち出した。これは私立学校の教員に言及したものであるが、1910年代の後半から徐々に増加する普通学校の就学率を見込むと、公立普通学校においてすら有資格教員は不足傾向であった。また、総督府は普通学校増設計画として、1919年以降8ヵ年間に、従来6面1校の普通学校を3面1校にするため、合計400校、即ち毎年50校の増設計画を、1920年度より3年間に毎年150校を増設する3ヵ年計画に変更した。その上、普通学校の修業年限4年を大体6年に延長する意向もあった。⁽¹⁵⁾そこで総督府は、教員の素質・能力の向上や教員不足の対策を講究せざるを得なくなり、その「臨

時」策として、「臨時教員養成所」を各道に設けた。

では、1920 年度に設立された「臨時教員養成所」を検討してみる。

まず、1920 年に定められた各道の養成所規定を参考にして、養成所の全体像を考察するが、各道の規定の中身は概ね同じなので、ここでは「京畿道普通学校教員養成所規定」⁽¹⁶⁾のうち、主な内容のみを取り上げる。そして、他道の規定においては京畿道との相違点だけを述べる。

京畿道普通学校教員養成所規定（1920 年 5 月 14 日）

第一条 本所ハ普通学校副訓導又ハ囑託教員タルヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本所ノ生徒定数ハ四十人トス

第三条 本所ノ修了期間ハ六個月トス

第四条 学科目ハ修身（毎週教授時数 2）、教育（6）、国語（5）、朝鮮語及漢文（2）、算術（4）、理科（3）、地理（2）、歴史（2）、図画（1）、音楽（2）、体操（3）、合計時数 30

（中略）

第六条 本所入学志願者ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 朝鮮人ニシテ年齢十八歳以上ノ者
- 二 身体健全品行方正ニシテ教員タル志望確實ナル者
- 三 公立普通学校以上ノ学力ヲ有スル者

（中略）

第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 疾病ニ罹リ修学ニ堪ヘサル者
- 二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 三 性行不良ニシテ本所教養ノ趣旨ニ副ハサル者
- 四 正当ノ理由ナクシテ引続キ一個月以上欠席シ又ハ出席常ナラサル者

第十条 生徒ハ自己ノ便宜ニ依リ退学スルコトヲ得ス

第十一条 第九条第三号及第四号ニ依リ退学ヲ命セラレタル者及第十条ノ規定ニ違反シタル者ニハ在学中給与シタル学資ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ

（中略）

第十四条 本所修了後直ニ小学校及普通学校教員第三種試験ヲ行ヒ合格シタル者ハ副訓導ニ否ラサル者ハ囑託教員ニ採用セラルルモノトス

第十五条 本所ノ生徒ニハ在学中手当月額二十円ヲ給ス但シ京城在住者及会場ヨリ一里以内ニ居住スル者ニハ其ノ半額ヲ給与ス

（中略）

第十八条 本所ノ修了者ハ知事ノ指定ニ従ヒ二年間普通学校ニ勤務スル義務ヲ有ス

以上のような規定の内容は、各道においてもほぼ同様であるが、学科目・教授時数・資格などには多少の相違があった。年度によって学科目は、農業（20 年度、平安北道）、手工・国勢一般（20 年度、江原道）、実業（21 年度、京畿道）、農業・裁縫及手芸（21 年度、咸鏡北道）

のような科目が設けられた。ちなみに、使用された教科書は「講習生徒ハ朝鮮総督府編纂教科用図書及同府検定教科用図書同府認可教科用図書以外ノ書籍ヲ参考図書ト為スコトヲ得」という咸鏡北道の規定⁽¹⁷⁾に示されているように、各道においても総督府編纂、府検定または認可のものが使われていたと思われる。教授時数も年度と科目によって多少異なるが、道を問わず合計時数は週 30 から 34 である。そして、志願者の資格は各道の事例の中で触れたい。

修了期間は、20 年度には全道において 6 ヶ月であったが、21 年度から 1 ヶ年と延長されており、服務義務 2 年は養成所がなくなるまで変わらなかった。学資の額も道を問わず平均月額 20 円であったが、22 年度から各道によって 5～6 円程の額が削減された。

そして、退学の対象である「学力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者」は、養成所によって相違があるが、咸鏡北道の場合は「学年成績ニ於テ一科ノ得点数 40 点以下ノモノ二科目以上アル場合ハ落第トス、各科ノ総平均ハ六十点以上ヲ以テ及第トス、操行丁ノ者ハ落第ト」とした。

4. 臨時教員養成所の事例

臨時教員養成所の正式な名称はなく、各道によって「臨時教員養成講習所」「臨時教員養成講習会」「普通学校教員養成所」などと称されたので、本稿では統一して「臨時教員養成所」とした。1920～23 年度における臨時教員養成所に関する資料は極めて少なく、その実態を把握するため、主に「東亜日報」、「朝鮮総督府官報」、そして各道の「生徒募集」広告などを参考にした。

1). 咸鏡南道

1920 年 4 月 16 日、教員の不足により当局は、臨時教員養成講習所を公立商業学校に開設したところ、16 名が入所した。講習期間は 6 ヶ月であり、在学中には食費として月 20 円が支給され、修了後第 3 種教員試験に合格した者は、副訓導として採用された。⁽¹⁸⁾そして、翌年 3 月 5 日に 1921 年度生徒として、給費生 36 名（男子 26、女子 10）と自費生若干名が募集された。志願資格は年齢満 17 歳以上（但し女子は満 16 歳以上）の者で、高等普通学校及び女子高等普通学校第 2 学年修了者又は之と同等以上の学力を有するのが条件であり、修了後には本道公立普通学校の教員として任用された。なお、21 年度からの講習期間は 1 年間で、在学中には月額 15 円が支給された。⁽¹⁹⁾そして、1922 年度には 21 年度と同条件で、男子 23 名、女子 10 名、そして自費生若干名が募集された。⁽²⁰⁾

2). 慶尚南道

1920 年 4 月、慶尚南道臨時教員養成講習会が開催された。志願者 54 名を選抜して本道物産陳列館にて 6 ヶ月間講習が行なわれ、修了後は本道内の各普通学校の教員として採用された。⁽²¹⁾そして、その成績が良好だったので、1921 年 3 月 2 日、同講習会に収容する生徒 60 名を募集した。⁽²²⁾資格は、本道在住の朝鮮人にして年齢満 17 歳以上の普通学校卒業者又は第 4 学年修了者で、最終成績が各科目 5 点以上全科目の平均 8 点以上の者若しくは之と同等以上の学力を有する者であった。試験は 3 月 28 日から 30 日まで 3 日間第一公立普通学校にて学科試験及び口頭試験が行なわれたが、公立中等学校の卒業者及び私立学校教員試験合格者にして願書に

その証明書や写真を添付する者に対しては、学科試験（国語・算術・朝鮮語及び漢文）が免除された。なお、この募集に対しての応募者は 239 名にも上った。⁽²³⁾講習中には手当として月 18 円が支給されており、修了者のうち、第 3 種教員試験の合格者は副訓導として、不合格者は嘱託教員（月額手当 35 円以上）として採用された。⁽²⁴⁾

そして、1921 年 6 月 15 日に慶尚南道臨時教員所と改称され、場所も晋州公立農業学校に移された。翌年 3 月 20 日に第 1 回卒業式（卒業生 55 名、修了生 2 名、聴講生 1 名）が行なわれており、教員所の経費 1 万 1,554 円は道地方費から支出されたが、卒業生の成績は概ね良好であったようである。⁽²⁵⁾

1922 年度生徒は、初めて女子を含む約 60 名が募集された。資格・選抜方法等は 21 年度と同様であるが、在学中の月学費が 18 円から 16 円になった。⁽²⁶⁾

3).京畿道

1920 年 5 月 20 日、京畿道では普通学校副訓導及び嘱託教員を養成するため、私立養正高等普通学校内に普通学校教員養成所を設けた。募集人員は 40 名で、修了者のうち小学校及び普通学校第 3 種教員試験に合格した者は副訓導として、不合格の者は嘱託教員として採用し、初任給は月給 25 円～40 円であった。⁽²⁷⁾

1921 年度生徒募集は 3 月に行なわれ、朝鮮人男子にして年齢満 18 歳以上の者、高等普通学校第 2 学年修了者と同等以上の学力を有する者が対象で、高等普通学校及び実業学校の卒業者に対しては学科試験が免除された。⁽²⁸⁾そして、4 月 18 日に入所式が挙行される予定であったが、定員 50 名に対して 3 月 31 日まで入所志願者は、道内 256 名、道外 60 名合計 316 名に達した。⁽²⁹⁾なお、4 月 20 日に入学式が行なわれ、私立養正高等普通学校にて授業が始まった。講習期間は 20 年度の 6 ヶ月と異なり 1 カ年であった。⁽³⁰⁾そして、翌年 3 月 25 日、第 2 回養成所修了式が行なわれ、工藤京畿道知事によって修了証が渡された。⁽³¹⁾

さらに京畿道では、普通学校の増設による教員不足のため、従来の養成所を拡張し、1 部は高等普通学校 2 カ年修了程度（修業年限 6 ヶ月）、2 部は普通学校卒業程度（2 カ年）と入学資格を改め、1 部 50 名、2 部 30 名をそれぞれ募集する選抜試験が 1922 年 3 月 26 日～27 日に行なわれた。⁽³²⁾

4).平安南道

平安南道では、公立普通学校の副訓導を養成する目的で 1921 年 4 月から明年 3 月まで臨時教員養成講習会が開催された。定員は 30 名、資格としては本道在住の朝鮮人にして満 17 歳以上の者、修業年限 4 カ年以上の普通学校卒業者若しくは 4 カ年修了以上の学力を有する者とした。講習中は月額 20 円が支給され、修了後は副訓導として採用されるが、2 年間の服務義務が負わされた。⁽³³⁾

1922 年度生徒は、定員を 30 名とし、女子若干名が初めて募集された。資格において年齢を満 18 以上、満 30 歳以下にしたこと以外は 21 年度と同様であった。⁽³⁴⁾

1923 年 3 月には、管内公立普通学校の「訓導」を養成するため、臨時教員養成講習会が開催され、50 名が募集された。23 年度の生徒募集が、同道及び他道の生徒募集と比して異なるところは、講習会の目的を「公立普通学校訓導タルヘキ者ヲ養成」⁽³⁵⁾する、と明記したことで

あり、講習員に対しては試験が行なわれ、合格者は「訓導」として任用したことである。そして、4月16日に道庁の学務課にて44名の入学式が行なわれたが、この生徒らはやがて道立師範学校が開校されると同時に同校の講習科に編入された。⁽³⁶⁾

5). 平安北道

1920年5月1日の平安北道臨時教員養成所規定のうち、同年度の京畿道規定と明確に異なるのは、志願者資格が公立実業学校卒業者、私立学校教員試験合格者又は之と同等以上の学力を有する者としたことである。⁽³⁷⁾

1921年4月、道では40名を養成所に收容して教授中であつたが、1週間の予定で京城・平壤・仁川方面に修学旅行に出掛けた。⁽³⁸⁾そして、1922年4月から男子30名、女子18名を管内の各公立普通学校に通報し募集したが、男子生徒の場合、農業学校の推薦者以外は試験を通して入学させた。⁽³⁹⁾なお、同道の臨時教員養成所は、1923年3月31日を限りに廃止された。⁽⁴⁰⁾

6). 忠清南道

1920年5月7日の忠清南道臨時教員養成講習会規定において、京畿道と異なるところはやはり資格で、忠清南道は公立実業学校卒業者又は同等以上の学力を有する朝鮮人にして年齢17歳以上の者とした。⁽⁴¹⁾なお、21年度生徒募集からは17歳を18歳以上とし、給費生31名、自費生若干生を試験の上募集した。⁽⁴²⁾

そして、1922年3月28日に本道庁会議室にて第2回卒業式が行なわれ、卒業生31名は各々の希望地の普通学校副訓導として任命された。⁽⁴³⁾

7). 忠清北道

1921年度生徒募集によると、忠清北道臨時教員養成講習所では、募集人員21名（うち5名は女子予定）ほか自費生若干名を、本道在住の朝鮮人にして男子は年齢17歳以上、女子は16歳以上の者から募集したところ、男子28名女子2名が入所した。⁽⁴⁴⁾そして修学旅行のため、9月25日に清州を出発し京城・平壤・仁川方面に出掛けた。⁽⁴⁵⁾1922年度生徒は28名（うち女子若干名）が募集され、21年度と比して月手当が5円削減されたほかは同様であつた。⁽⁴⁶⁾

8). 全羅南道

1923年3月31日を以て、全羅南道臨時教員養成所規定（朝鮮総督府全羅南道告示第82号）が廃止されたにもかかわらず、同道においては、同年5月、女教員の養成目的で長期講習会（5月1日から7月末まで）を計画し、募集人員約15名、資格は15歳以上の朝鮮女子、6年制普通学校卒業者又は同等の学力者の中から選抜した。⁽⁴⁷⁾そして、光州師範学校の寄宿舎にて3ヶ月間実施された講習会は、予定どおり終了し、7月28日に本道会議室において修了式が行なわれ、成績良好な18名の女教員が輩出した。⁽⁴⁸⁾ここで注目したいのは、23年を境に養成所規定は廃止されたが、道の必要に応じ、それ以降も師範学校規則によって、講習会は開かれていたことである。一方、全羅南道公立師範学校（光州師範学校）の入学式が、生徒100名をむかえ1923年4月16日に行なわれた。⁽⁴⁹⁾

9). 全羅北道

1921年度生徒は、40名が募集され、資格は年齢18歳以上の女子を含む朝鮮人に限るが、学

力としては公立実業学校卒業者又は之と同等以上の者であった。しかし、女子は普通学校卒業者又は之と同等以上の学力を有する者とした。男子は実業学校、女子は普通学校の卒業者を募集したのが、他道との相違点であり、募集方法として講習員は府尹、郡守の推薦が必要であった。講習中は月額 20 円の手当が支給され、修了後は 2 年間の服務義務が負わされた。⁽⁵⁰⁾

1922 年度生徒は、21 年度と同様に約 40 名であったが、女子の募集は行なわれなかったようである。また月手当が 20 円から 16 円になった以外は、21 年度と変わらない。⁽⁵¹⁾

10).江原道

1920 年 5 月 26 日付の江原道臨時教員養成講習所規定には、講習期間 6 ヶ月で、毎年 1 回開設するよう記されていたのが特徴であった。それ以外の諸条件は同年度の京畿道と同様であった。⁽⁵²⁾

1921 年度生徒の定員は、24 名で、「募集人員ニ超過シタル場合ニハ選抜試験（科目名：国語・朝鮮語及漢文・算術）ヲ行」なうが、公立実業学校及び之と同程以上と認める学校の卒業者に対しては算術科の試験を省き、高等普通学校及び之と同程以上と認める学校の卒業者に対しては学科試験が行なわれていなかった。⁽⁵³⁾

1922 年度には、21 年度と同様の 24 名の男子のみが募集されたが、この頃他道において女子の募集が行なわれていたのに対し、同道では募集の記録がないのが目立つ。また、他道において月手当が削減されるのに反し、20 年度から月 20 円の支給は変わらなかった。そして、そのほかは 21 年度と同様であった。⁽⁵⁴⁾なお、同道の臨時教員養成講習所規定は、1922 年度を限りに廃止された。⁽⁵⁵⁾

以上の事例を総括してみると、大きなふたつの特徴があった。まず、臨時教員養成所が始まる 20 年度には女子生徒の募集は全く無かったが、21 年度（咸鏡南道・忠清北道・全羅北道）、22 年度（慶尚南道・平安南道・平安北道）においては各道の状況によって募集されるようになったことである。次は、優秀生徒の確保のための資格変更及び学科試験の免除である。20 年度の平安北道・忠清南道は、他道の普通学校卒業者と異なってその資格を公立実業学校卒業者、私立学校教員試験合格者又は之と同等以上の学力を有する者にした。そして翌年度になると、各道においてそれまでの普通学校卒業者であった資格が、高等普通学校・実業学校・中等学校卒業者となり、これらの学校卒業者には学科試験が免除されるなど、いわば中等教育機関の卒業者に対する優遇策を打ち出して教員の素質向上に臨んだのである。

5. おわりに

臨時教員養成所は、23 年度を境にして廃止されることになり、それに代わって各道に師範学校が設立されたことは、既述したとおりである。20 年代に入ると、1920 年 4.4%、1921 年 6.4%、1922 年 9.5%、1923 年 12.6⁽⁵⁶⁾のと、普通学校の就学率は急増した。その背景として、「3・1 運動」以降朝鮮民衆の教育への関心の高まりと、総督府による学校増設計画である「3 面 1 校計画」が挙げられる。だが、こうした生徒及び学校の増加に伴うべき教員は、増加どころかむしろ深刻な不足状況に陥っていた。当時の様子を 1923 年 4 月 25 日付の東亜日報から見てみよう。

昨年度（1922 年度—朴註）において全朝鮮にわたり 120 校が新設されたが、今年度（1923 年—朴註）のうちに配置される教員は 600 名が要る。さらに今年度中には約 130 校の普通学校が新設され、1,000 名以上の教員が要るが、現在の師範学校は、忠南・京畿・慶南・慶北の 4 道に師範学校があり、70～100 名以内の生徒を養成している状況である。また、今年度中には忠北にも新しい師範学校を新設するつもりであるが、前記の 4 校と合わせても 1 ヶ年間で 400 名以内の養成に過ぎない。しかし、教員の需要は毎年 1,000 名以上にも上り、普通学校が新設されても教員が不足するという現状は、学務当局にとって一大問題である。学務当局は、高等普通学校の卒業者をもって代用するほか、4 道の師範学校から毎年約 400 名の教員が出ているものの、いずれも少数であり、毎年退職及び転任する教員の補充にも満たないのである。

そこで、各道では漸次公立師範学校を設立するつもりであったが、師範学校は授業料も徴収せず、むしろ生徒の食費まで補助している状況なので、他の中等学校の施設に比して、莫大な経費を要する関係上、地方費の負担のみで新設することは容易ではなかったのである。しかし、1923 年度中には各道に師範学校が設立されることとなる。それは、1920～23 年当時各道に設置されていた「臨時教員養成所」の運営のノウハウがあったからである。

註

（※印は、ハングル文献）

- (1) 『大日本帝国議会誌』大日本帝国議会刊行会、1929 年 5 月、11 巻、1241 頁。
- (2) 同 上、1239 頁。
- (3) 同 上、1243 頁。
- (4) 同 上、1240～1241 頁。
- (5) 同 上、1244～1246 頁。
- (6) 『教育時論』1223 号、1919 年 4 月 5 日。
- (7) 『大日本帝国議会誌』1928 年 8 月、8 巻、180 頁。
- (8)(9) 『教育時論』1223 号、26 頁。
- (10) 『教育時論』1308 号、1921 年 8 月 15 日、24 頁。
- (11) 『教育時論』1306 号、1921 年 7 月 25 日、16 頁。
- (12)(13) 同 上、17 頁。
- (14) 『朝鮮総督府令第 21 号』1920 年 3 月。
- (15) 『教育時論』1252 号、1920 年 1 月 25 日。
- (16) 『朝鮮総督官報』第 2333 号、1920 年 5 月 22 日。（以下、『朝鮮総督官報』第 2333 号は、「2333」と表す。）
- (17) 「2622」、1921 年 5 月 10 日。
- (18) ※『東亜日報』1920 年 4 月 20 日。（以下、※『東亜日報』は、『東亜』と表す。）
- (19) 「2573」、1921 年 3 月 12 日。
- (20) 「2870」、1922 年 3 月 10 日。

- (21)『東亜』1922年3月31日。
- (22)「2564」、1921年3月2日。
- (23)『東亜』1921年4月3日。
- (24)「2564」、同 上。
- (25)『東亜』1922年3月31日。
- (26)「2845」、1922年2月8日。
- (27)『東亜』1920年5月5日。
- (28)「2577」、3月17日。
- (29)『東亜』1921年4月3日。
- (30) 同 上、1921年4月21日。
- (31) 同 上、1922年3月26日。
- (32) 同 上、1922年4月15日。
- (33)「2577」、1921年3月17日。
- (34)「2841」、1922年2月3日。
- (35)「3159」、1923年2月23日。
- (36)『東亜』1923年4月22日。
- (37)「2352」、1920年6月14日。
- (38)『東亜』1921年9月24日。
- (39) 同 上、1922年2月7日。
- (40)「3221」、1923年5月9日。
- (41)「2321」、1920年5月8日。
- (42)「2564」、1921年3月2日。
- (43)『東亜』1922年4月12日。
- (44)「2570」、1921年3月9日。
- (45)『東亜』1921年9月28日。
- (46)「2862」、1922年3月1日。
- (47)『東亜』1923年4月21日。
- (48) 同 上、1923年8月1日。
- (49) 同 上、1923年4月21日。
- (50)「2566」、1921年3月4日。
- (51)「2859」、1922年2月25日。
- (52)「2341」、1920年6月1日。
- (53)「2557」、1921年2月22日。
- (54)「2870」、1922年3月10日。
- (55)「3221」、1923年5月9日。
- (56)※呉成哲『植民地初等教育の形成』教育科学社、2002年、133頁。

Maintenance of the teacher training organizations in colonial Korea

—Focus on extraordinary teacher training schools—

Young-gyu Park

Primary school Korean teachers were trained in short term course for normal schools in higher education institutions after 1911 under the [3 · 1 movement] of 1919 to establish more schools; and as a result, students could not be controlled properly. The main factor for this according to the education policy of government-general may be the low quality of the non-licensed trained teachers even that may not be accepted in internal Japan; and further teacher-training program were added in the teacher training policies of the government-general. Until the amendment of normal school establishment Fundamental Education Act of 1922 for teacher training purpose, mainly the assistant teachers and part-time teachers of public schools were trained in provisionally established teacher training schools. Those provisional teacher training schools were closed by 1923 and under training students were transited as the local students of normal students; and establishment of provincial normal schools in 1922~1923 was among the antecedents.

The assembly records reflect that the reason for establishment of such training schools was in which way the people in Japan took the Korean independence [3 · 1 Movement] of March 1, 1919 and accordingly the colonial policy might had framed. In Education Policy improvements after [3 · 1 Movement], special attention was paid on the reframing of teacher training policies and contents were deeply investigated.